

全國的普及徹底 (ハ) 其他聯盟が必要と認せる事業
(附記) 産業報國聯盟と産業報國會との關係

一、産業報國聯盟は産業報國會及之に準ずる機關の
全國的連絡の任に當る。

二、産業報國聯盟は産業報國會及之に準ずる機關の
全國的聯合體たることを期するに之が為各地にお
ける産業報國會及之に準ずる機關の自主的性質乃
至自治的機能も毫末も阻害するものに非ず。

三、産業報國聯盟と産業報國會との關係は何等強制
を伴ふものに非かりて、飽迄も精神的道義的のレ
のたふこと。

斯くて、「勞資關係調整方策」の具体化としての産業
報國運動はその實踐運動へ踏み出したのであるが、こゝ
に一言附言せざるべきことは、「勞資一体、産業報國」と
基本精神とする勞資調整方策の先驅となすものは一二に
して止らない。即ち、その一は昭和十二年十月愛知県に
於ける「時局對策勞資調整策」として發表されたもので
所謂「荒川案」と稱せられるものであった。その「指標
」とするところは「産業は、一、國家、民族發展のために
存すべきことを嚴肅に認識し、斯る道義の上に立脚する
ときは勞資は自ら此の目的のために共同參與すべき權利
と義務とを有することとを識るに至るべし。産業協力、勞
資一体の原則は正に斯る見地より理解せらるべく、一、一、